

本市発注工事における電子マニフェスト義務化及び 本市が排出する産業廃棄物の処理委託における 電子マニフェスト使用に関する説明会を開催します

大阪市では、過去に本市発注工事の検査資料として添付されたマニフェスト伝票（産業廃棄物管理票）の偽造が判明したことを受け、再発の防止と事務の効率化の観点などから令和4年度より電子マニフェストの使用を義務化します。また、併せて、本市が排出する産業廃棄物の処理委託についても、電子マニフェストを使用します。

この本市発注工事における電子マニフェストの使用義務化などについての概要や電子マニフェストシステムなどについて説明いたします。

〔日 時〕

第1回 令和4年1月18日（火）10:30-12:30

第2回 令和4年1月18日（火）14:15-16:15

（定員：先着各回400名）

〔場 所〕 北区民センター ホール（下記参照）

〔内 容〕（予定）

- ・本市発注工事における電子マニフェスト使用義務化制度について
- ・本市が排出する産業廃棄物の処理委託における電子マニフェストの使用について
- ・電子マニフェストシステムについて

◆会場アクセス



大阪市立北区民センター 2階 ホール

（大阪市北区扇町 2-1-27）

地下鉄堺筋線「扇町」駅 2号-B出口北へ3分

JR環状線「天満」駅 西へ3分 北区役所隣

- ※公共交通機関でお越しいただきますようお願いいたします。
- ※お越しになられる際は、必ずマスクの着用をお願いします。
- ※当日、発熱等体調のすぐれない方は、参加をご遠慮ください。

〔お問い合わせ・お申込み先〕

大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ

<E-mail> denmani@city.osaka.lg.jp

<TEL> 06-6630-3284 <FAX> 06-6630-3581

電子マニフェスト義務化制度等説明会 参加申込書

事業者名	(フリガナ)			
所在地				
業種 (○をつけてください)	建設業	収集運搬業	処分業	その他
				()
部署名・ご氏名	部署名	ご氏名		
参加希望回次 (黄色セルにて 回次を選択して ください)	第1希望			
	第2希望			
TEL				
FAX				
電子メール				

※申込は先着順に受け付けます。定員は各回 400 名です。
 [申込期間：令和3年 12 月 21 日（火）9 時から令和 4 年 1 月 14 日（金）17 時 30 分まで]
 ※多数の申込をいただき定員を超えた場合は、申込受付期限前の申込であっても参加いただけないことがありますので、お早めにお申込みください。
 (1事業者につき1名の参加をお願いします。)
 ※参加者集計作業上、可能な限り参加申込書(Excel 版)に必要事項を入力の上、メールによる申し込みをお願いします。
 ※ご提供いただいた個人情報は適切に管理し、本説明会以外の目的には使用しません。

◆ 申込先・問合せ先

大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ

<E-mail>denmani@city.osaka.lg.jp

<TEL> 06-6630-3284 <FAX> 06-6630-3581